

第4回行政評価委員会

No.7 精神保健事業

番号	質問内容
7-1	令和7年度のアウトプットを合算すると、訪問・電話相談等（496件）、デイケア（84人）、家族懇談会（18人）、相談対応等（217人）となり、一定の活動量は確認できます。しかし、これに1.10人工（年間約880万円の人件費）が投入されています。年間240日稼働とした場合、フルタイムの職員1名が1日あたり3～4件程度の何らかの対応を行っている計算になります。 シート上には『増大する業務量によって現場体制は逼迫しており、見直しが必要』と記載されていますが、1日3～4件の対応で体制が逼迫するのであれば、1件あたりの面談・訪問時間が非常に長いか、付帯する事務作業（記録や調整）に著しい非効率が存在すると考えられます。活動実績の「件数」だけでは状況が把握できません。プロセスの非効率性が「体制の逼迫」を招いていないかを判断するために「1件あたりの標準的な対応時間」や「事務作業等の間接業務に割いている時間の割合（工数分析）」を教えてください。
7-2	「令和7年度の振り返り」の「課題への改善提案」に『事業の重点を保健師の専門性を生かした早期発見等の「予防的関わり（個別アプローチ）」へシフトする』とありますが、「予防的関わり（個別アプローチ）」とはどのような対応を指しているのでしょうか。具体的に説明してください。 また『健診データに基づく保健指導など、本来の保健師の専門性を生かした予防的アプローチを強化する』との記載がありますが、精神保健事業においてこのやり方が通用するのでしょうか。またそのやり方に軸足を移した場合、現状においてさえ体制が逼迫しているにもかかわらず現時点で精神保健に関する課題を抱えている人やその家族等の相談を抱えている方々へのケアを行う時間を十分に確保できるのでしょうか。
7-3	「目的の妥当性」においては『上位施策の達成に必要な事務事業であるが、事業の目的は検討の必要がある』となっています。しかしながら、当該事業の目的は『精神障害の有無や程度にかかわらず、精神保健に関する課題を抱えている人やその家族等が安心して暮らせる地域づくり』であり立派な上位施策の達成に必要な目的であると考えられますが、なぜこの目的の見直しが必要とお考えなのでしょう。

番号	質問内容
7-4	「サービス主体の妥当性」において『本事業の一部、又は、全部に民間活力を導入すべきで、導入の範囲に検討の余地がある』となっていますが、どのような理由でどのような民間活力を何時頃にどのように導入すべきと考えられているのでしょうか。
7-5	「成果向上の可能性」において『成果は低調であるが、手法等の改善によって成果向上の余地がある』とされていますが、少なくともこのシートにおいては2項目が100%以上達成され1項目が80%以上達成されています。にもかかわらず成果が低調であると判断された理由をご説明ください。
7-6	「受益の適正性」において『対象者に偏りがあるなど公平なサービスとはいえない、又は、ある程度の公平なサービスを提供しているが受益者負担をしていない』とされていますが本当にそのようにお考えでしょうか。 当該事業の目的である『精神障害の有無や程度にかかわらず、精神保健に関する課題を抱えている人やその家族等が安心して暮らせる地域づくり』に鑑みて、このようなセーフティネットとしての事業において全市民に同等のサービスを提供する若しくは受益者負担を求めることが適切だと伊予市は考えられてるという事で間違いないのでしょうか。 当該事業はそもそも市民全体に均等に提供されるべき性質のサービスではありません。支援が必要な特定のターゲットに資源を集中させることこそが事業の目的であり、『対象者に偏りがある』のは事業の性質上、当然かつ正しい状態であると言えます。 また、精神的な課題を抱え、孤立や就労困難に陥りやすい社会的弱者に対して受益者負担を求めることは、支援へのアクセス障壁（受診・相談控え）を生む危険な行為だと思えるのですがその点は如何お考えでしょうか。
7-7	来所と電話等の相談対応者の年齢別(学生、青年、高齢者など)の人員数が分かれば教えてください。また年毎に新規の相談者の人員数が分かれば教えてください。(改善した方の数が分かれば良いかも)
7-8	訪問までしなければならぬ主旨や目的が有れば教えてください。
7-9	相談窓口で対応される専門家の対応人員数を教えてください。

番号	質問内容
7-10	「行政リソースを専門性の高い個別支援へと集中させる」こととした場合、どの程度の事業活動の成果が向上すると見込まれますか。
7-11	「行政リソースを専門性の高い個別支援へと集中させる」こととした場合、事業活動への投入コストや人員はどの程度増えることが予想されますか。
7-12	別添資料の「精神保健相談対応状況」の数字を見ると、来所や電話については、R5年度のと比較するとR6年度とR7年度の実績が大きく増加しています。これはどのような要因によるもののでしょうか。
7-13	外部評価のポイントで記載いただいている「2点目は、支援負荷を分散し心身の不調を防ぐための、関係機関との効果的な連携のありかたについて」について、ここでいう「関係機関」とはどのような団体・事業者が関与してくると考えられるのでしょうか。

No.8 (介保) 一般介護予防事業

番号	質問内容
8-1	直近３年間の「高齢者全体の人口（または第１号被保険者数）」と「要介護認定率（％）」の推移データをご提示ください。分母と比率のデータがなければ、事業の真の有効性は判定できません。高齢者人口そのものが増加していれば、認定者数も自然増となるため、分母となる「第１号被保険者数」等の全体数が示されていない本シートのデータでは、事業の効果を客観的に測定できません。単なる人口動態の結果を、事業成果として誤解して解釈してしまう危険性があります。
8-2	「事業遂行に係る課題・改善点」には『活動が一部の高齢者に固定化されており、未参加者や閉じこもりがちな高齢者へのアウトリーチが課題』と明記されています。これは、介護予防教室の参加者数（2,326人）の多くが「特定のリピーターによる重複カウント」であることを示唆していると思われます。同じ高齢者が年間何度も参加している延べ人数を「成果の拡大」として報告することは、市民全体の介護予防浸透度（到達率）を誤解させるリスクがあります。高額な委託料を投じている以上、真に介護予防が必要な「新規・閉じこもり層」に公費が届いているかどうかの投資対効果（ROI）を検証する必要があります。 そこで参加者のうち「新規参加者」と「リピーター」の割合に関する内訳データをご提示ください。その上で現在の活動指標だけでなく、参加者数の集計ロジックを「延べ人数」から「実人数（何人の市民が利用したか）」に改め、高齢者人口に対する「事業参加率（カバー率％）」を集計したものもお示しください。

番号	質問内容
8-3	当該事業の目的は『自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する』です。なので成果指標に示されている「要介護認定者数」は少ない方が望ましいという事になります。そのため、介護予防を推進するためには毎年度「要介護認定者数」は減少していく目標が設定されないとその目的は達成されないと思われます。しかしながら、R7 年度は目標数値が増加しています。この目標数値の根拠はどのようなものでしょうか。 また、本来「減少を目指す指標」に対する達成度判定の計算式（例：（基準値 - 実績） / （基準値 - 目標）など）は基準値（例えば前年度実績）を設定して行うべきものと思われます。もしこの基準値及び計算式で達成度を計算すれば$-76/43 = -176\%$となり、悪化していることが明らかになります。 実績数値は増加しており目標からの乖離も（92 人→-64 人→-119 人）とマイナス方向に大きくなってきています。達成度は目標／実績で計算したと思われますが、「減少を目指す指標」に対する達成度判定を先ほどの基準値を使った計算式に変更してみても如何でしょうか。
8-4	担当者の「課題解決に向けた具体的な方策等」や「所管部長の所見」に『未参加者や閉じこもりがちな高齢者へのアウトリーチが課題』と記載されていますが、「課題解決に向けた具体的な方策等」については『未参加や閉じこもりがちな高齢者を含む介護予防対象者の把握と連携体制を強化する。』としかありません。もう少し具体的な方策等は考えられていますか。『ご意見を頂きたい』とありますが、委員会に丸投げするのではなくまずは担当課より現場として感じている若しくは考えられているいくつかの案をだしていただきたいのですが。
8-5	課題とされている「アウトリーチ（新規開拓）」に向け、令和 8 年度要求額（19,414 千円）の中で具体的な施策予算（広報費や訪問指導費等）が確保されていますでしょうか。確保されていればその金額と内容を教えてください。
8-6	各健康教室の参加者の年代別(60 代、70 代、80 代以上)の人数が分かれば教えてください。また男女数が分かれば教えてください。
8-7	高齢男性に参加を促すよう呼びかけて来た事例があれば内容を教えてください。（女性目線ではなく男性目線の事例があれば）

番号	質問内容
8-8	指標の設定の方法について、要介護認定者数が増加しているが、これは伊予市の高齢化が進行していることも増加の一因と考えられます。他の自治体あるいは全国のデータと比較した時に、伊予市の要介護認定者は多いと考えられますか、少ないと考えられますか。

No.9 生活環境保全事業

番号	質問内容
9-1	地域清掃等への参加延べ人数の増加に伴い、地域清掃汚泥収集運搬手数料が令和5年度の実績2,041千円から令和7年度実績では3,063千円へと急増しています。また、シート内には「未分別のものが散見される」との記載があります。このため手数料急増が純粋なボランティア清掃による汚泥等の増加なのか、「不法投棄」等が混入して市の処理コストを不当に圧迫しているのかが検証できません。 そこで、回収されたごみ・汚泥の「総重量（トン数）」の推移と、未分別ごみや不適切ごみの混入割合に関する調査データは存在しますでしょうか。また、汚泥収集運搬手数料の総額が約1.5倍に急増した要因について、処理量（トン数等）の増加による『数量差異』なのか、処理業者との契約単価改定に伴う『価格差異』なのか、詳細な要因分析（増減明細）をご提示ください。
9-2	成果指標に「夏季（7・8月）以外に実施された清掃活動の割合」があります。この指標は事業の目的『市民・事業者・行政の協働による地域清掃活動への参加やボランティア清掃によりごみ分別の周知等を通じて、一人ひとりの環境保全意識を向上させる』に直接影響を与えているとは思えません。にもかかわらず成果指標に採用している理由を教えてください。
9-3	二次判定において「3 現状のまま継続（概ね計画どおりに進んでおり、現行の手法・規模で継続することが妥当である）」と判定されているにもかかわらず、「外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮る」とされたのはなぜでしょうか。「現行の手法・規模で継続することが妥当である」と判断されたのであれば、わざわざ行政評価委員会に諮る必要はないと思えるのですが。なぜ行政評価委員会に諮るのか、その諮る基準が理解できませんので。
9-4	7月実施の時間帯が分かれば教えてください。
9-5	地域清掃を美化活動や不法投棄防止で行いましょうと行政が声掛けをした時の主旨で夏に行うようになった経緯はご存知ですか。
9-6	清掃参加者の年代は現役労働者や学生でしょうか。それとも主婦層が多いのでしょうか。

番号	質問内容
9-7	各地域で地域清掃が7月開催が多い理由について、長年の慣習や地域行事スケジュールの兼ね合い以外の要因は理由として挙がっていますか。
9-8	7月開催から夏場を避けた日程に変更した際に、各地域には何らかのインセンティブはありますか。